



東地申 第25号
10月16日開催

相鉄・JR直通線の開業に関する申し入れ【新宿運輸区】

9. 遺失物の取扱いについて明らかにすること。

(回答) 遺失物の取扱いについては相模鉄道株式会社と現在調整中であり、決定次第社員周知していく。

(組合) 遺失物については調整中ということだが、現段階でわかることを明らかにすること。

(会社) 車内の忘れ物については、遺失物授受票で行う。時間がない場合は駅員に引き渡すという形で調整している。授受票は相鉄でも使用できるように調整していく。

10. 羽沢横浜国大駅泊の起床点呼実施場所及び方法を明らかにすること。また、起床確認が取れない場合の対応方法を明らかにすること。

(回答) 羽沢横浜国大駅の乗務員詰所において、タブレット端末(j o i - T a b)を使用した出先点呼を実施する。なお、必要な教育・訓練は実施していく。

(組合) 起床遅延発生時の対応を明らかにすること。(会社) 寝室にある電話機に電話をする。

(組合) 起床装置はどのような物なのか、また当直は把握できるのか？寝室は行路別なのか。

(会社) 駅にある時計型の物である。当直は把握できない。寝室は行路別ではない男女一緒である。

異常時 1. 列車の運転計画、運転整理の基本的な考え方を明らかにすること。

(回答) 輸送障害発生時に運転可能区間における折り返し運転等を実施し、早期ダイヤ平復に努めていく。なお、輸送障害の発生状況により柔軟な対応を行っていく考えである。

(組合) 運転できる区間で運転を確保すること。

(会社) 分離運転を行う遅延時分の目安は決まっていない。武蔵小杉で旅客を下し、鶴見から旅客線に逃がすか貨物線で藤沢、茅ヶ崎駅まで逃がすかは検討中である。その場合武蔵小杉まで回送扱いとする

2. 新鶴見・鶴見での折り返し設備の活用方法を明らかにすること。

(回答) 輸送障害発生時に運転可能区間における折り返し運転等を実施し、早期ダイヤ平復に努めていく。なお、輸送障害の発生状況により柔軟な対応を行っていく考えである。

(会社) 基本的には使用しない。ホームがないので営業列車では出来ない。

3. 営業列車・回送列車での折り返し運転、延長運転、運転線路変更について考え方を明らかにすること。

(回答) 輸送障害発生時に運転可能区間における折り返し運転等を実施し、早期ダイヤ平復に努めていく。なお、輸送障害の発生状況により柔軟な対応を行っていく考えである。

(組合) 異常時など発生した場合池袋運輸区への入区は発生するのか。

(会社) 池袋運輸区への入区はないとは言えない。その場合担当運転士を活用する場合もある。

4. 新宿駅5・6番線でのスルー運転は行わないこと。

(回答) 輸送障害発生時に運転可能区間における折り返し運転等を実施し、早期ダイヤ平復に努めていく。なお、輸送障害の発生状況により柔軟な対応を行っていく考えである。

(組合) 新宿駅の特情もある。お客様の番線移動にも時間がかかり迷惑になる。

(会社) 事前に新宿駅と打ち合わせを行いお客さまに迷惑がかからないよう努力していく。また現在設備を整備している。

5. 乗務員の操配について基本的な考え方を明らかにすること。また、JR線運転見合わせの際に、羽沢横浜国大前駅に乗務員を送り込む方法を明らかにすること。

(回答) 輸送障害の発生状況により柔軟な対応を行っていく考えである。

(組合) 輸送障害が発生した場合の対応と送りこみの考え方を明らかにすること。

(会社) 送り込みは公共交通機関が基本である。バス・タクシーも活用する。当然会社が負担をする。その時の区所の当直が判断であり、当直の指示による。

6. 新宿駅より先(北方面)の埼京線直通運転時に、交代乗務員がいない場合の取扱いについて明らかにすること。

(回答) 交代乗務員が居ない場合については、現行通りの取扱いとする

(組合) 乗務員交代駅での手配が出来ていない場合はどのような取り扱いになるのか。

(会社) 回答にもあるように乗務員交代駅での交代がいない場合は、出場するまで現場で待機となる。